

**「浦安観光ガイドブック」及び「(日本語・英語版)観光マップ」作成
公募型プロポーザル募集要項**

令和元年 10 月 10 日

浦安市 市民経済部 商工観光課

1 趣旨

本募集要項は、「浦安観光ガイドブック」及び「(日本語・英語版)観光マップ」作成の優先契約候補者を選定するために実施する公募型プロポーザルの概要、審査手順等を示すものである。

2 概要

(1) 件名

「浦安観光ガイドブック」及び「(日本語・英語版)観光マップ」

(2) 業務内容

別添「「浦安観光ガイドブック」及び「(日本語・英語版)観光マップ」作成仕様書」のとおり

(3) 履行期間

契約日の翌日から令和2年3月10日まで

※ただし、納品検査のため、履行期限の2週間前を目処に納品すること

(4) 上限金額

4,730,000円(税込)

※提案に必要となる費用等の一切は、応募者の負担とする

3 担当課

〒279-8501 浦安市猫実一丁目1番1号

浦安市 市民経済部 商工観光課 観光・水産係

TEL : 047-712-6297 (直通)

FAX : 047-351-8600

Email : shoukoukankou@city.urayasu.lg.jp

4 募集及び選定スケジュール

(1) 募集要項の公表・募集開始	令和元年 10 月 10 日 (木曜日)
(2) 質問事項の受付締切	令和元年 10 月 17 日 (木曜日) 午後 5 時
(3) 質問への回答	令和元年 10 月 24 日 (木曜日)
(4) 参加申込及び提案書類の提出期限	令和元年 11 月 11 日 (月曜日) 午後 5 時
(5) 第一次審査(書類選考)	令和元年 11 月 13 日 (水曜日)
(6) 第一次審査結果の通知 ※E メール	令和元年 11 月 14 日 (木曜日)
(7) 第二次審査(プレゼンテーション)	令和元年 11 月 22 日 (金曜日)
(8) 第二次審査結果の通知	令和元年 11 月 27 日 (水曜日)
(9) 契約締結	令和元年 12 月初旬

5 応募手続

(1) 募集の実施

本募集要項に基づき、令和元年 10 月 10 日から令和元年 11 月 11 日まで募集する。

(2) 質問の受付と回答

- ・ 質問事項は、本業務に関する事項のみとし、「「浦安観光ガイドマップ」及び「(日本語・英語版)観光マップ」作成 公募型プロポーザル応募様式集」の様式 1 質問書に必要事項を記入し、「3 担当課」で示したメールアドレスに E メールで提出したうえ、必ず着信確認を行うこと。
- ・ 質問の受付期間は、令和元年 10 月 10 日から令和元年 10 月 17 日午後 5 時までとする。
- ・ 質問に対する回答は、令和元年 10 月 24 日に浦安市公式ホームページに掲載する。

(3) 参加申込及び提案書類の受付

応募者は、次のとおり応募書類を提出すること。なお、作成内容は応募様式集に従うものとする。

ア 受付期間 (土曜日及び日曜日、祝日を除く)

令和元年 10 月 10 日から令和元年 11 月 11 日まで

イ 受付時間

午前 8 時 30 分から午後 5 時まで

ウ 提出先

浦安市 市民経済部 商工観光課（浦安市役所 3 階）

エ 提出方法

浦安市公式ホームページから提出書類を入手し、必要書類を整え、直接持参すること。なお、書類の作成に要する費用は応募者の負担とする。

オ 提出書類

応募様式集のとおり

カ 提出部数

原本 1 部 コピー 10 部

電子媒体に記録した電子ファイルも 1 部提出すること。ファイル形式については、Adobe 社の PDF とする。

(4) 第二次審査プレゼンテーションの実施

第一次審査に合格した応募者のみを対象とし、審査対象が 1 者であっても審査を実施する。

ア 実施日時等

令和元年 11 月 22 日を予定日とする。時間及び場所については、第一次審査に合格した応募者に通知する。

イ 出席者

本件を中心的に担当する者を含め 4 名以内とする。

ウ 内容

1 者あたり、提案書の内容に関する説明 20 分以内（プロジェクターの使用も可）、及び質疑応答 10 分程度の 30 分程度を予定する。なお、説明は先に提出した提案書の記載内容を逸脱しない範囲とし、提案書の要点を簡潔にまとめたものとする。

エ その他

説明に必要なパソコンは、応募者側で用意すること。なお、電源コンセント、プロジェクター（EPSON EB-S18）、スクリーンは市側で用意する。

6 応募者の参加資格要件

応募者は、次の要件を全て満たしていなければならない。なお、プロポーザル期間中に要件を満たさなくなった場合は、その時点で失格とする。

- ・地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当していない者であること。
- ・浦安市一般競争入札参加資格者名簿「委託」に登録されていること。
- ・浦安市入札参加資格者指名停止措置要綱の規定による停止措置を受けていない者であること。
- ・会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立てがなされていない者及び民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。ただし、更生手続開始の決定又は再生計画認可の決定が応募書類の提出日以前になされている場合はこの限りではない。
- ・破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づく破産手続開始の申し立て中又は破産手続期中でないこと。
- ・業務受託にあたり、作成・印刷・納品・翻訳等の業務遂行に対し、十分な体制を整えていること。また、受託内容に類似する観光情報誌・観光パンフレット・観光マップ等についての制作実績があること。

7 提案の審査

(1) 選定委員会

優先契約候補者の選定は、選定委員会において行う。選定委員会の構成は次のとおり。

委員長	市民経済部長
委員	市民経済部次長
委員	市民経済部商工観光課長
委員	企画部広聴広報課長
委員	市民経済部地域振興課長
委員	市民経済部協働推進課長

（事務局：市民経済部 商工観光課）

(2) 第一次審査（書類審査）

選定委員会は、提出された応募書類を審査し、第二次審査に進む応募者（5 者程度）を選定する。選定委員会は、応募者が参加資格要件を満たしていることを確認したうえで、別紙 1「第一次審査審査基準」に基づき応募書類を評価し、評価の高い 5 者程度を選定する。なお、参加資格要件を満たす応募者が 5 者程度の場合は、応募者が応

募要件を満たしていることの確認をもって審査を終了する。また、参加資格要件を欠いている応募者は失格とする。

(3) 第二次審査（書類審査・プレゼンテーション）

選定委員会は、提出された提案書及びプレゼンテーション内容等について、別紙 2「第二次審査基準」に基づき審査を行い、最高点を獲得した応募者（提案点の合計において、満点の 70%以上を獲得した者に限る）を優先契約候補者として選定する。ただし、最高点を獲得した応募者が複数あった場合は、提案点が最も高い応募者を優先契約候補者として選定する。

(4) 選定結果の通知公表

- ・ 第一次審査の結果については、応募者に E メールで通知する。
- ・ 第二次審査の結果については、第二次審査対象者に E メールで通知するとともに、優先契約候補者を浦安市公式ホームページで公表する。

(5) 契約協議及び契約

- ・ 市は、第二次審査の結果を踏まえ、優先契約候補者と業務内容及び契約金額等について協議し、協議が整ったときは速やかに契約を行うものとする。
- ・ 前項の協議が整わない場合は、第二次審査結果の上位者から順に同様の協議を行うものとする。

8 その他

(1) 以下のいずれかに該当する場合は、提案を無効とする。

- ・ 複数の提案をしたもの
- ・ 虚偽の記載をしたもの
- ・ 談合等の不正行為があったとき

(2) 応募書類の提出期限後、応募書類の差し替え及び返却は、理由を問わず行わない。

また、応募書類は、優先契約候補者の選定以外の用途には使用しない。

(3) 応募書類の提出期限後、参加を辞退する場合は辞退届（任意様式）を提出すること。

(4) 審査及び選定結果に係る電話等での問い合わせには応じないものとする。

(5) 応募者は、審査・選定結果に対する異議を申し立てることはできない。

9 本市から提供する資料

浦安ガイドマップ（2019年3月発行）